

平成 26 年度

山梨市公営企業会計決算審査意見書

山梨市監査委員

梨監査第 8 - 2 号
平成 27 年 8 月 20 日

山梨市長 望 月 清 賢 様

山梨市監査委員 松 下 慶 麿
山梨市監査委員 大 竹 裕 子

平成 26 年度山梨市公営企業会計決算の審査意見書について

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、審査に付された平成 26 年度
山梨市公営企業会計の審査を行なったので、次のとおり意見書を提出します。

目 次

第1	審査の概要	1
1	審査の対象	1
2	審査の実施日	1
3	審査の手続き	1
第2	審査の結果	1
1	水道事業会計	2
(1)	業務実績	2
(2)	予算執行状況	3
(3)	損益計算書	5
(4)	財政状況	5
2	病院事業会計	6
(1)	業務実績	6
(2)	予算執行状況	6
(3)	損益計算書	7
(4)	財政状況	7
第3	審査意見	8
1	水道事業	8
2	病院事業	8

(注) 本書において、文中及び表中に表示する比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入とした。従って、合計と内訳の計、差引などが一致しない場合がある。

平成26年度山梨市公営企業会計決算審査意見

第1 審査の概要

1 審査の対象

◇決算報告書

平成26年度山梨市水道事業決算報告書

平成26年度山梨市病院事業決算報告書

2 審査の実施日

平成27年7月21日 水道事業会計

平成27年7月22日 病院事業会計

3 審査の手続き

決算報告書及び付属書類などが、地方公営企業法及びその他関係法令に基づいて作成されているか否かについて審査し、かつ決算諸表の計数の正確性、また企業の経営成績及び財政状況の適正な表示がなされているかについても審査した。さらに、事業の執行が地方公営企業法で定められた経営の基本原則に沿って運営されているかなどについて審査を行なった。

第2 審査の結果

審査に付された水道事業会計及び病院事業会計の決算書並びに決算付属書類は、関係法令に準拠して作成されており、決算計数はいずれも関係諸帳簿と照合した結果、誤りのないものと認められた。また、財政状況及び経営成績についても、概ね適正に表示しているものと認められた。

1 水道事業会計

(1) 業務実績

業務実績年度比較表

区 分	単位	平成26年度	平成25年度	比較増減	前年対比(%)
年度末給水人口	人	30,284	30,523	△ 239	99.2
年度末給水区域内人口	人	30,626	30,865	△ 239	99.2
普及率	%	98.90	98.90	0	100.0
年度末給水栓数	栓	11,881	11,886	△ 5	100.0
配水量総数	m ³	4,421,101	4,520,589	△ 99,488	97.8
配水量1日平均	m ³	12,113	12,385	△ 272	97.8
配水量1日最大	m ³	15,161	18,764	△ 3,603	80.8
有収水量年間	m ³	3,242,895	3,322,181	△ 79,286	97.6
有収水量1日平均	m ³	8,885	9,102	△ 217	97.6
有収率	%	73.35	73.49	△ 0.14	99.8
給水戸数	戸	10,711	10,686	25	100.2
供給単価	円	156.78	156.70	0.08	100.1
給水原価	円	188.52	181.46	7.06	103.9

平成26年度の配水量総数は、4,421,101m³であり、1日当たりの平均配水量は12,113m³であった。これを前年度と比較すると、配水量総数は99,488m³、1日当たり平均配水量は272m³といずれも減少している。これは、老朽管の布設替に伴い漏水が減少したことが考えられる。なお、年度末の給水戸数は10,711戸で、前年度と比べ25戸増加、給水人口は30,284人で、前年度に比べ239人減少している。

当年度における1m³当たりの供給単価が156.78円に対し、給水原価は188.52円で差し引きが31.74円である。前年度に比べると、供給単価は0.08円、給水原価は7.06円の増である。これは、有収水量が減り、経常費用である減価償却や電気料金が増えたことが考えられる。

(2) 予算執行状況

予算に対する決算状況

○ 収益的収支

収益的収入

(単位：円，%)

科目 \ 区分	予算現額	決算額	対予算現額 収入率
水道事業収益	742,364,000	723,751,699	97.5
営業収益	572,544,000	553,684,715	96.7
営業外収益	101,559,000	101,805,491	100.2
特別利益	68,261,000	68,261,493	100.0

収益的収入は、予算現額742,364,000円に対し、決算額は723,751,699円であった。
予算現額に対する収入率は、97.5%となっている。

収益的支出

(単位：円，%)

科目 \ 区分	予算現額	決算額	※翌年度 繰越額	不用額	執行率
水道事業費用	679,519,000	654,349,205	0	25,169,795	96.3
営業費用	619,135,652	594,631,914	0	24,503,738	96.0
営業外費用	52,733,348	52,733,348	0	0	100.0
予備費	666,057	0	0	666,057	0.0
特別損失	6,983,943	6,983,943	0	0	100.0

※ 翌年度繰越額は、地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額である。

収益的支出は、予算現額679,519,000円に対し、決算額は654,349,205円であった。
予算現額に対する収入率は、96.3%となっている。

○ 資本的収支

資本的収入

(単位：円，%)

区 分 科 目	予現算額	決算額	対予算現額 収 入 率
資本的収入	149,092,000	150,526,560	101.0
企業債	100,000,000	100,000,000	100.0
負担金	10,692,000	11,858,400	110.9
補償工事負担金	38,400,000	38,668,160	100.7

資本的収入は、予算現額149,092,000円に対し、決算額は150,526,560円である。予算現額に対する収入率は概ね100.0%である。

資本的支出

(単位：円，%)

区 分 科 目	予算現額	決算額	※翌年度 繰越額	不用額	執行率
資本的支出	320,192,400	310,278,775	0	9,913,625	96.9
建設改良費	224,582,400	214,668,995	0	9,913,405	95.6
企業債償還額	95,610,000	95,609,780	0	220	100.0

※ 翌年度繰越額は、地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額である。

資本的支出は、予算現額320,192,400円に対し、決算額は310,278,775円であった。執行率は96.9%である。

資本的収入が資本的支出額に不足する額159,752,215円は、損益勘定留保資金等で補てんされている。

建設改良費の主なものは、配水管管網整備事業8件、下水道工事に伴う水道施設補償工事14件。また、残存の石綿管から耐震管に布設替えする石綿管布設替工事を6件行うとともに、水源整備事業を4箇所行い、漏水防止と水圧の改善に取り組んだ。

企業債は、建設改良費に充てるため、新規に100,000,000円を発行している。期首未償還残額2,218,794,027円のうち95,609,780円を償還したが、新規発行債を加え、期末未償還残額は2,223,184,247円となっている。

(3) 損益計算書

損益計算書比較表

(単位：円，%)

区分		年度	平成26年度	平成25年度	対前年度比較	
					増減額	増減率
収益	水道事業収益		685,295,693	602,864,479	82,431,214	113.7
	営業収益		515,556,046	527,122,469	△ 11,566,423	97.8
	営業外収益		101,478,154	75,742,010	25,736,144	134.0
	特別収益		68,261,493	0	68,261,493	—
費用	水道事業費用		630,626,379	615,902,257	14,724,122	102.4
	営業費用		573,684,864	564,618,537	9,066,327	101.6
	営業外費用		49,969,848	50,535,524	△ 565,676	98.9
	特別損失		6,971,667	748,196	6,223,471	931.8
当年度純利益			54,669,314	△ 13,037,778	67,707,092	

損益計算は、水道事業収益685,295,693円に対して、水道事業費用は630,626,379円で、当年度純利益は54,669,314円であった。

(4) 財政状況

- ①資産 本年度末の資産合計は5,967,860,759円で、前年度に比べ31,703,199円(0.5%)と減少している。内訳は、固定資産が5,346,664,681円で前年度に比べ41,872,049円(0.8%)の減少、流動資産が621,196,078円で前年度に比べ10,168,850円(1.7%)の増加となっている。
- ②負債 負債総額は3,650,028,998円で、前年度に比べ3,579,826,605円(5,099.3%)増加している。内訳は、固定負債が2,077,576,587円で前年度に比べ2,009,315,094円(2943.6%)増加しており、流動負債が154,739,366円で、前年度に比べ152,798,466円(7,872.6%)増加している。新会計基準適用により、借入資本金であった企業債が負債となり大幅な増加となったものである。
- ③資本 資本総額は2,317,831,761円で、前年度に比べ3,611,529,804円(60.9%)減少している。内訳は、資本金が1,389,138,412円で、前年度に比べ2,218,794,027円(61.5%)、剰余金が928,693,349円で、前年度に比べ1,392,735,777円(60.0%)それぞれ減少している。新会計基準適用により、借入資本金は借入資本金制度が廃止されたためである。また、これまで資本剰余金に整理してきた償却資産取得のための補助金等は資産との関連付けを行い、負債である繰延収益に整理されることになったためである。

2 病院事業会計

(1) 業務実績

平成17年4月に指定管理者制度を導入し病院事業会計を廃止したが、総務省の指導により平成20年度より再設置した会計である。

(2) 予算執行状況

予算に対する決算状況

○収益的収支

収益的収入

(単位：円，%)

科目 \ 区分	予算現額	決算額	対予算現額収入率
病院事業収益	5,031,000	4,348,021	86.4
医業収益	0	0	0.0
医業外収益	5,031,000	4,348,021	86.4

収益的収入は、予算現額5,031,000円に対し、決算額は4,348,021円であった。予算現額に対する収入率は86.4%となっている。

収益的支出

(単位：円，%)

科目 \ 区分	予算現額	決算額	※翌年度繰越額	不用額	執行率
病院事業費用	4,813,000	4,345,845	0	467,155	90.3
医業費用	4,705,000	4,237,980	0	467,020	90.1
医業外費用	108,000	107,865	0	135	99.9
予備費	0	0	0	0	0.0
特別損失	0	0	0	0	0.0

※ 翌年度繰越額は、地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額である。

収益的支出は、予算現額4,813,000円に対し、決算額は4,345,845円であった。執行率は90.3%となっている。

○資本的収支

資本的収入

(単位：円，%)

科目	区分	予現算額	決算額	対予算現額 収入率
資本的収入		3,220,000	2,132,000	66.2
他会計からの補助金		3,220,000	2,132,000	66.2
企業債		0	0	0.0

資本的収入は、予算現額3,220,000円に対し、決算額は2,132,000円であった。予算現額に対する収入率は66.2%である。

資本的支出

(単位：円，%)

科目	区分	予算現額	決算額	※翌年度 繰越額	不用額	執行率
資本的支出		6,204,000	4,030,311	0	2,173,689	65.0
建設改良費		5,500,000	3,326,400	0	2,173,600	60.5
企業債償還額		704,000	703,911	0	89	100.0

※翌年度繰越額は、地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額である。

資本的支出は、予算現額6,204,000円に対し、決算額は4,030,311円であった。執行率は65.0%である。

(3) 損益計算書

損益計算は、病院事業収益4,818,021円に対して、病院事業費用は4,345,845円で、当年度純利益は472,176円であった。

(4) 財政状況

- ①資産 本年度末の資産合計は424,181,488円であった。内訳は、固定資産が418,458,301円、流動資産が5,723,187円である。
- ②負債 負債総額は4,762,493円である。内訳は、固定負債が2,366,255円、流動負債が734,238円、繰延収益が1,662,000円である。
- ③資本 資本総額は419,418,995円である。内訳は、資本金が458,417,690円、欠損金が38,998,695円である。

3 審査意見

1 水道事業

ハード面では、引き続き老朽管布設替や配水管布設等の管網整備、水道施設の維持管理や更新を進められたい。収益面では、給水人口の減少や節水意識の高まり及び節水機器の普及により、今後も配水量の減少傾向が続くと考えられ、採算状況が厳しくなることが予想される。新会計基準の適用による正確な資産・負債等を把握し、会計基準の変更による影響を考慮したうえで、効果的・効率的な企業経営を進められたい。また、水道料金未収金については、公平性の観点からも、引き続き訪問を繰り返すなど未収金の回収に努められたい。

2 病院事業

平成17年4月より指定管理者制度を導入しているため、今後も指定管理者である山梨厚生病院との連携のもと、十分な医療提供を図り、地域医療の拠点として住民サービスに努められたい。